


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	令和3年度東大和市病児・病後児保育施設設備整備事業補助要綱について		区分	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>令和3年度東大和市病児・病後児保育施設設備整備事業補助要綱について、以下のとおり制定するため、報告するものである。</p> <p>(1) 概要</p> <p>病児・病後児保育施設の老朽化対策等として、施設を移転し、病児・病後児保育事業を実施するために必要な設備を整備するための費用の一部を補助することにより、病児・病後児保育事業を継続的かつ安定的に実施することを目的とする事業である。</p> <p>①補助対象経費：必要設備の整備に係る費用のうち、内装工事に係る費用（貸主に対して支払う礼金及び賃借料（建物部分に限る）を含む）及び開設準備経費（必要備品の購入等）</p> <p>②補助基準額：30,000千円</p> <p>③補助率：1/2</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>市民等に対し、病児・病後児保育サービスを継続的かつ安定的に提供することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
令和3年度9月補正予算（5号）に計上し、議決された。				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議における報告後、速やかに起案事務等を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。